新

高知県認定こども園条例施行規則(抜粋)

附 則

 $1\sim5$ 略

- 6 条例別表2の(1)の規定により置かなければならない保育士の 資格を有する者については、同表2の(3)の規定により、当分の 間、1人に限って、当該連携型外認定こども園に勤務する保健 師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって 代えることができる。ただし、満1歳に満たない子どもの数が4 人に満たない連携型外認定こども園については、子育てに関する 知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保 育を行うに当たって当該連携型外認定こども園の保育士の資格を 有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければ ならない。
- 7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、条例別表1の(1)の規定により連携型外認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

略		
附則第5項	略	
前項	条例別表2の(1)の規定により置かなけ	<u>看護師</u>
	ればならない保育士の資格を有する者	<u>等</u>

高知県認定こども園条例施行規則(抜粋)

旧

附則

 $1\sim5$ 略

対

6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、条例別表1の(1)の規定により連携型外認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

略	
<u>前項</u>	略

別表

連携型外認定こども園の認定の基準のうち連携型外認 定こども園における教育及び保育の内容の基準

 $1 \sim 4$ 略

5 日々の教育及び保育の指導における留意点 連携型外認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際 しては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

 $(1)\sim(8)$ 略

(9) 連携型外認定こども園の職員は、当該連携型外認定こど も園の子どもに対し、児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害 な影響を与える行為をしてはならないこと。

(10) · (11) 略

6 略

別表

連携型外認定こども園の認定の基準のうち連携型外認 定こども園における教育及び保育の内容の基準

 $1 \sim 4$ 略

5 日々の教育及び保育の指導における留意点 連携型外認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際 しては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

 $(1)\sim(8)$ 略

(9) • (10) 略

6 略

第1号様式 (第3条関係)

年 月

高知県教育委員会 様

申請者 住所 氏名 (法人その他の団体の場合は、主たる事務 所の所在地、名称及び代表者の職・氏名) 電話番号

連携型外認定こども園認定申請書

認定こども園の認定を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提 供の推進に関する法律第4条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

認定を受けようとする施設		施設の別	幼稚園	保育	保育所		保育機能施設	
296) 施設	名称					-	
		所在地						
		設置年月日	年月日	年	月 日	年	月日	
		定員	人		人		人	
	現員		人		人		人	
	ども園と	名称						
その見き者の	ととなるべ	氏名						
認定こ	ども園とし	ての事業の問	開始予定年月日		年	月	日	
利用			満3歳未満の者	満3歳以上	の者	計	合計	
\$	更とする子ど	人			人	- 1		
	更とする子ど 子ども	, <u>,</u>		A	人	- 人		

- 注 次に掲げる書類を添えてください。
- 1 職員の配置に関する書類(別記第2号様式)
- 2 職員の資格に関する書類 (別記第3号様式)
- 3 施設設備に関する書類(別記第4号様式)
- 4 教育及び保育の内容に関する書類(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供 の推進に関する法律施行規則第8条第4号の教育又は保育の目標及び主な内容について必ず 記入してください。)
- 5 子どもに対する教育及び保育に従事する者の資質の向上に関する書類
- 6 子育て支援事業に関する書類(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第8条第5号の同令第2条各号に掲げる事業のうち実施するものについて必ず記入してください。)
- 7 管理運営等に関する書類(別記第5号様式)
- 8 保育料、授業料その他の徴収金に係る規定に関する書類
- 9 1から8までの書類のほか、高知県教育委員会が必要があると認める書類

第1号様式 (第3条関係)

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 住所 氏名

電話番号

氏名 氏名 (法人その他の団体の場合は、主たる事務 所の所在地、名称及び代表者の職・氏名

連携型外認定こども園認定申請書

認定こども園の認定を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提 供の推進に関する法律第4条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

認定を受けよう とする施設		施設の別	幼稚	園	保育	所	保育機	能施設
29 4	の他設	名称		0.				
		所在地					-	
		設置年月日	年	月日	年	月 日	年	月日
		定員		人		人		人
現員		現員		人		人		人
認定こども園と しての名称及び 名称		3						
その上	その長となるべ 氏名							
認定に	こども園とし	ての事業の問	開始予定年	月日		年	月-	日
利用	5	区分	満3歳未	茜の者	満3歳以上	の者	計	合計
も保育を必	更とする子ど		人		人	人		
	保育を必要も以外の一	要とする子ど 子ども		人		人	人	人

- 注次に掲げる書類を添えてください。
- 1 職員の配置に関する書類(別記第2号様式)
- 2 職員の資格に関する書類 (別記第3号様式)
- 3 施設設備に関する書類(別記第4号様式)
- 4 教育及び保育の内容に関する書類(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供 の推進に関する法律施行規則第8条第4号の教育又は保育の目標及び主な内容について必ず 記入してください。)
- 5 子どもに対する教育及び保育に従事する者の資質の向上に関する書類
- 6 子育て支援事業に関する書類(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第8条第5号の同令第2条各号に掲げる事業のうち実施するものについて必ず記入してください。)
- 7 管理運営等に関する書類 (別記第5号様式)
- 8 保育料、授業料その他の徴収金に係る規定に関する書類
- 9 1から8までの書類のほか、高知県教育委員会が必要があると認める書類

第2号様式 (第3条関係)

子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置状況

子どもの年		子どもの)	数 (人)		- 職員数(人)	左の職員のう ち学級担任の 数(人)
子どもの年 齢児区分	1号認定	2号認定	3号認定	計	柳貝奴 (八)	数(人)
零歳児						
1歳児						
2歳児						/ 1
3歳児				2	6	
4歳児	9	i.		-	4 1	
5歳児						
計	2					

注 「1号認定」とは子ども・子育て支援法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分についての同法第20条第1項の認定を受けた子どもを、「2号認定」とは同法 第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての同法第20条第1項の認定 を受けた子どもを、「3号認定」とは同法<u>第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分についての同法第20条第1項の認定を受けた子どもをいいます。

第2号様式 (第3条関係)

子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置状況

子どもの年齢児区分		子どもの丿	数(人)	学日料 / L)	左の職員のう ち学級担任の 数(人)	
齡児区分	1号認定	2号認定	3号認定	計	職員数(人)	数(人)
零歳児						
1 歳児						
2歳児						
3歳児						
4歳児		1 1				d. i
5歳児		/		1 AS		
##H						

注 「1号認定」とは子ども・子育で支援法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分についての同法第20条第1項の認定を受けた子どもを、「2号認定」とは同法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分についての同法第20条第1項の認定を受けた子どもを、「3号認定」とは同法<u>第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分についての同法第20条第1項の認定を受けた子どもをいいます。

第5号様式(第3条関係)

管理運営等の概要

利用を希望する教 育標準時間認定に 係る子どもの選考 方法					
保育時間等		I	区分	幼稚園	保育所等
	開園時間				
	教育及	平日	教育標準時間認定		
	び保育の時間		保育短時間認定		
			保育標準時間認定		
		土曜日	教育標準時間認定		
			保育短時間認定	1	
			保育標準時間認定		
	延長保育時間		保育短時間認定		
			保育標準時間認定		
	一時預かり		教育標準時間認定		
			在闡児以外		
	開園日				
	休園日				1
	長期休園	刻 日			
耐震、防災、防犯 等子どもの健康及 び安全を確保する ための体制の状況					7 - 2
民間保険等への加 入状況		(*)	· , ;		
自己評価、外部評 価等の実施状況					
情報開示の状況					

注 「教育標準時間認定」とは子ども・子育て支援法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての同法第20条第1項の認定を、「保育短時間認定」とは同条第3項の小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定のうち子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項の保育の利用について1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分の認定を、「保育標準時間認定」とは同法第20条第3項の小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定のうち同令第4条第1項の保育の利用について1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分の認定をいいます。

第5号様式 (第3条関係)

管 理 運 営 等 の 概 要

利用を希望する教育標準時間認定に 係る子どもの選考 方法							
保育時間等		I	区分	幼稚園	保育所等		
	開園時間	ij					
	教育及	平日	教育標準時間認定				
	び保育の時間		保育短時間認定				
36			保育標準時間認定				
		土曜日	教育標準時間認定				
			保育短時間認定				
2	i.		保育標準時間認定	*//			
	延長保育時間		保育短時間認定	- 2			
			保育標準時間認定				
	一時預かり		教育標準時間認定	-			
			在園児以外		-		
	開園日						
	休園日		*				
2.5	長期休園	副日	el u				
耐震、防災、防犯 等子どもの健康及 び安全を確保する ための体制の状況					3		
民間保険等への加 入状況			- 5 %				
自己評価、外部評 価等の実施状況			8 7 7				
情報開示の状況				,			

注 「教育標準時間認定」とは子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての同法第20条第1項の認定を、「保育短時間認定」とは同法第20条第3項の小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定のうち子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項の保育の利用について1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分の認定を、「保育標準時間認定」とは同法第20条第3項の小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定のうち同令第4条第1項の保育の利用について1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分の認定をいいます。

第7号様式 (第6条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

設置者 住所

氏名

(法人その他の団体の場合は、主たる事務) 所の所在地、名称及び代表者の職・氏名) 電話番号

連携型外認定こども園変更届出書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条 第1項各号に掲げる事項等について変更しますので、同法第29条第1項の規定によ り下記のとおり届け出ます。

記

1 変更しようとする内容

変更前	変更後	変更理由		
	· ·			

2 変更予定年月日

第7号様式(第6条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

設置者 住所

氏夕

1

(法人その他の団体の場合は、主たる事務) 所の所在地、名称及び代表者の職・氏名) 電話番号

連携型外認定こども園変更届出書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条 第1項各号に掲げる事項等について変更しますので、同法第29条第1項の規定によ り下記のとおり届け出ます。

記

1 変更しようとする内容

変更前	変更後	変更理由	
		7-2	

2 変更予定年月日

第8号様式 (第7条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

設置者 住所 氏名

> (法人その他の団体の場合は、主たる事務) 所の所在地、名称及び代表者の職・氏名 電話番号

連携型外認定こども関運営状況報告書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の 規定により、認定こども園の運営の状況について次のとおり関係書類を添えて報告します。

施設の名称及び所在地						
報告の日の前日において在籍している子どもの人数及び利用定員 (月日現在)	保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども以外 の子ども		
	年齡区分	利用定員	在籍人数	年齡区分	利用定員	在籍人数
	満3歳未 満の者	人	人	満3歳未 満の者	人	人
	満3歳以 上の者	人	人	満3歳以 上の者	人	人
	計	人	人	計	人	人

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 1 職員の配置に関する書類(別記第2号様式)
- 2 職員の資格に関する書類 (別記第3号様式)
- 3 施設設備に関する書類(別記第4号様式)
- 4 教育及び保育の内容に関する書類(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供 の推進に関する法律施行規則第8条第4号の教育又は保育の目標及び主な内容について必ず 記入してください。)
- 5 子どもに対する教育及び保育に従事する者の資質の向上に関する書類
- 6 子育て支援事業に関する書類 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推 進に関する法律施行規則第8条第5号の同令第2条各号に掲げる事業のうち実施しているも のについて必ず記入してください。)
- 7 管理運営等に関する書類(別記第5号様式)
- 8 保育料、授業料その他の徴収金に係る規定に関する書類
- 9 1から8までの書類のほか、高知県教育委員会が必要があると認める書類

第8号様式 (第7条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

設置者 住所

氏名

(法人その他の団体の場合は、主たる事務) 所の所在地、名称及び代表者の職・氏名 電話番号

連携型外認定こども園運営状況報告書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の 規定により、認定こども園の運営の状況について次のとおり関係書類を添えて報告します。

施設の名称及び所在地	3					
報告の日の前日におい て在籍している子ども の人数及び利用定員 (月日現在)	保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども以外 の子ども		
	年齢区分	利用定員	在籍人数	年齡区分	利用定員	在籍人数
	満3歳未 満の者	人	人	満3歳未 満の者	人	人
	満3歳以 上の者	人	· .	満3歳以 上の者	人	人
	計	人	人	計	人	人

- 注 次に掲げる書類を添えてください。
- 1 職員の配置に関する書類(別記第2号様式)
- 2 職員の資格に関する書類 (別記第3号様式)
- 3 施設設備に関する書類 (別記第4号様式)
- 4 教育及び保育の内容に関する書類(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供 の推進に関する法律施行規則第8条第4号の教育又は保育の目標及び主な内容について必ず 記入してください。)
- 5 子どもに対する教育及び保育に従事する者の資質の向上に関する書類
- 6 子育て支援事業に関する書類(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推 進に関する法律施行規則第8条第5号の同令第2条各号に掲げる事業のうち実施しているも のについて必ず記入してください。)
- 7 管理運営等に関する書類(別記第5号様式)
- 8 保育料、授業料その他の徴収金に係る規定に関する書類
- 9 1から8までの書類のほか、高知県教育委員会が必要があると認める書類

年 月 日

高知県教育長 様

設置者 住所

法人その他の団体の場合は、主たる事務 所の所在地、名称及び代表者の職・氏名 電話番号

連携型外認定こども園認定辞退等届出書

(認定こども園の認定を辞退します・認定こども園を休止します)ので、高知県 認定こども園条例第5条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 認定の辞退又は休止の予定年月日
- 3 認定の辞退又は休止の理由
- 4 現に在籍している子どもに対する措置
- 5 休止予定期間
- 6 その他 (財産の処分方法等)

第9号様式 (第8条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

設置者 住所

法人その他の団体の場合は、主たる事務 所の所在地、名称及び代表者の職・氏名 電話番号

連携型外認定こども園認定辞退等届出書

(認定こども園の認定を辞退します・認定こども園を休止します) ので、高知県 認定こども園条例第5条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 認定の辞退又は休止の予定年月日
- 3 認定の辞退又は休止の理由
- 4 現に在籍している子どもに対する措置
- 5 休止予定期間
- 6 その他 (財産の処分方法等)

注 括弧内のいずれか該当するものを○で囲んでください。

注 括弧内のいずれか該当するものを○で囲んでください。

年 月 日

高知県教育長 様

設置者 住所

法人その他の団体の場合は、主たる事務 所の所在地、名称及び代表者の職・氏名 電話番号

連携型外認定こども園再開届出書

認定こども園を再開しますので、高知県認定こども園条例施行規則第9条第1項 の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2. 再開予定年月日
- 3 認定こども園を再開することができることとなった事情等
- 4 休止していた期間

第10号様式 (第9条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

設置者 住所

法人その他の団体の場合は、主たる事務 所の所在地、名称及び代表者の職・氏名 電話番号

連携型外認定こども園再開届出書

認定こども園を再開しますので、高知県認定こども園条例施行規則第9条第1項 の規定により下記のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 再開予定年月日
- 3 認定こども園を再開することができることとなった事情等
- 4 休止していた期間

年 月 日

高知県教育長 様

設置者 住所

氏名

(法人その他の団体の場合は、主たる事務) 所の所在地、名称及び代表者の職・氏名) 電話番号

教育保育従事職員等資格特例証明書

高知県認定こども園条例施行規則第10条第1項第2号ただし書又は第3号ただし書の規定に基づき、次の者は、意欲、適性、能力等を有し、かつ、幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格の取得に向けた努力を行っていることを証明し、学級担任又は満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児に対する保育に従事する者として適当であると認めます。

氏名	*	2
生年月日	9	
現在有する資格		
履歴		
意欲、適性、能力等を有 することに関する所見		
幼稚園の教員の免許状又 は保育士の資格の取得に 向けた努力の内容		

- 注 1 現在有する資格を証明する書類の写しを添えてください。
 - 2 資格試験受験票、通信講座受講票等の写しを添えてください。

第11号様式 (第10条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

設置者 住所

氏名

(法人その他の団体の場合は、主たる事務) 所の所在地、名称及び代表者の職・氏名) 電話番号

教育保育従事職員等資格特例証明書

高知県認定こども園条例施行規則第10条第1項第2号ただし書又は第3号ただし書の規定に基づき、次の者は、意欲、適性、能力等を有し、かつ、幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格の取得に向けた努力を行っていることを証明し、学級担任又は満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児に対する保育に従事する者として適当であると認めます。

氏名				
生年月日	 # 1 a			
現在有する資格				
履歴	(*)	-	*	17 0
意欲、適性、能力等を有 することに関する所見				
幼稚園の教員の免許状又 は保育士の資格の取得に 向けた努力の内容	(2) (4) - 402			

- 注 1 現在有する資格を証明する書類の写しを添えてください。
 - 2 資格試験受験票、通信講座受講票等の写しを添えてください。